

CQ6-02 性暴力にあった女性への対応は？

Answer

1. 性暴力にあって被害届を出していない場合、診察に先立ち被害者の同意を得た上で、警察署へ連絡して対応する。(A)
2. 診察時の証拠資料の採取は、被害者の同意の下、同伴した警察官の指示に従い、適正に行う。(A)
3. 外傷や損傷、打撲や擦過傷、皮下出血の有無などに注意して診察する。(B)
4. 診断書を作成する。(B)
5. 緊急避妊を原則行う。(B)
6. 診察、検査、治療などの費用の請求は、被害者ではなく警察署に対して行う。(B)

▷解説

1. 性暴力被害者が、警察署に連絡を取ることなく受診した場合は、性暴力加害者の検挙のためにも、公費による費用負担があることからも、まずは、警察署に連絡するよう奨める¹⁾(各都道府県警察が開設している性犯罪相談電話(<http://www.npa.go.jp/sousa1/index.htm>))。どうしても承諾が得られない場合は、各都道府県所在の民間被害者支援団体(<http://www.nnvs.org/list/index.html>)などへ相談するよう勧める。連絡は本人から行うのがよいが、状況から無理であれば、本人の同意の下に付添人が医療機関から行う。そのためにも、地域ごとに、警察署ばかりでなく連絡可能なセンターを周知し、普段から連携を図っておく必要がある。

2. 被害者の心理的、身体的ストレスを十分に理解して対応する。具体的には婦人科診察時に女性看護師を必ず立ち合わせる。医師一人で診察することに関して、法的には問題はない。しかし、診察医が男性でも女性でも、ストレスが緩和されるように、かつまた診察や同意の取得などの各種手続きが円滑に行われるよう女性看護師に援助させる。なお、人目につかないように診察室へ誘導するなどの配慮を行い、問診時に原因を問うたり、被害を避けるべき注意や元気付けをしてはならない。医師の不用意な言葉が被害者の心情を逆なですることも考慮して診療に当たる¹⁾。

FIGO のガイドラインによると、診察に先立ち、全ての検査や治療についての説明とその同意を被害者か保護者より原則的に書面で得る。また、麻酔下での検査、外科的処置や写真撮影については、特別に、十分な説明の下、書面で同意を得ることが指導されている²⁾。診察時の検体は膣内容物、陰毛付着微物、直腸内容物、身体付着物(唾液、精液など)を採取する。さらに、検査・治療などに際し、被害者が希望すれば、性感染症検査(HIV、HBs、淋菌、クラミジアなど)も行う。ただし性暴力にあった直後には仮に感染が起きていたとしても検査結果が陽性にはならないことを説明する。性暴力時に感染が起きたことを証明するためには性暴力にあった時と一定期間経過後の2時点での検査が必要なことを説明する。さらに外傷や炎症があれば抗生素の処方を行う¹⁾。

3. 加害者からの暴行、あるいは被害者の抵抗などが裁判所により認定されると、強姦罪(3年以上の懲役)ではなく強姦致死傷罪(無期または5年以上の懲役)が成立し刑罰が重くなることからも、確認が難しい部位の診察も慎重に行う(胸部、背部、臀部、大腿部、肛門など)¹⁾。

4. 診断書は診察の結果に基づいて、具体的な受傷の部位や程度、加療日数などの状況を明示する¹⁾。

5. 緊急避妊の方法は他章に譲る。 (CQ5-01)

6. 診療、検査、治療、緊急避妊薬、診断書の経費、場合によって妊娠が成立した場合の中絶費用などは、「被害者が警察への手続きを行うことにより」警察署側から支払われる。都道府県によって公費負担の範囲や手続きが異なるので、日ごろから管轄の警察署に確認しておくことが必要である¹¹⁾。

文 献

- 1) 1. 産婦人科における性犯罪被害者対応マニュアル 日本産婦人科医会平成20年6月発行 (III)
- 2) Jina R, Jewkes R, Munjanja SP, Mariscal JDO, Dartnall E: Guidelines for the management of sexual violence. FIGO (Guideline)